

## 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、将来にわたり国民皆保険を守り、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして、平成20年4月から、老人保険制度に代わり始まった制度です。運営主体となる道内全市町村で構成する「北海道後期高齢者医療広域連合」が保険証の交付、保険料の決定、医療費の給付などを行います。各市町村は各申請・届出の受付や保険料の徴収などの窓口業務を行います。

対象の村民皆様からいただく保険料で、医療制度の安定的な運用を目指します。制度の詳細については、[北海道後期高齢者医療広域連合のホームページ](#)をご覧ください。

### 対象者

75歳以上の方（一定の障がいのある方は65歳以上）

### 加入手続き・被保険者証

加入手続きは不要です。  
新しい被保険者証は75歳の誕生日の前日までに対象となる方へお送りします。  
大切に保管して、医療機関にかかる際は忘れずに提示してください。

### 自己負担割合

1割負担（現役並み所得者は3割負担）となります。  
医療費が高額となったときは、限度額適用・標準負担額減額認定証の発行や、高額介護合算療養費等、その他の給付が受けられます。

### 保険料

前年の所得により算定された個人単位で計算された保険料を被保険者一人ひとりが納めることとなります。※最高限度額62万円  
（所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます）  
社会保険などの被扶養者であった配偶者の方も保険料を負担することになります。  
（軽減措置により所得割がかからず、均等割が軽減されます）

保険料は、均等割額と所得割額の合計後、100円未満を切り捨てた額になります。決定額は毎年6月にお知らせします。

【特別徴収】保険料は原則として年金から差し引きになります。ただし、年金の年額が18万円未満の方や介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方は年金差引になりません。その場合は、下記の普通徴収で納めていただきます。

\*4月、6月、8月の年金・・・前年2月の徴収額が適用される仮徴収額

\*10月、12月、2月の年金・・・前年の所得による本徴収額

#### 【普通徴収】

村の納入通知書により、役場出納課または各地区集会所の出張徴収日に納めてください。

\*年9期別で保険料が設定されます。

### 給付・減額について

#### \*高額療養費

1か月（月の1日から末日まで）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。ただし、入院したときの食事代や保険が適用されない差額のベッド代などは支給の対象となりません。

#### \*限度額適用・標準負担額減額認定証

役場窓口への申請により認定証が交付されます。

《減額認定証》

住民税非課税世帯の要件に該当する方

《限度額適用認定証》

現役並所得者で区分が要件に該当する方

#### \*高額介護合算療養費

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

#### \*葬祭費

被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費として3万円が支給されます。

給付・減額の詳細については、[北海道後期高齢者医療広域連合のホームページ](#)をご覧ください。

## 健康診査を受けましょう

定期的に健康診断を受けることは、疾病の早期発見、早期治療につながり自らの健康管理を見直すきっかけにもなります。

毎年受診しましょう。

### 《後期高齢者医療・健康診査の基本的な項目》

身体計測	身長・体重・BMI・腹囲
問診	既往歴調査・自覚症状・標準的な質問票
血圧測定	
尿検査	蛋白・糖
血液検査	肝機能 GOT・GPT・ $\gamma$ -GTP
	脂質 中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
	糖代謝 ヘモグロビンA1c、空腹時血糖
腎機能	クレアチニン

\*その他、村で行っている健康診査があります。詳しくは、保健福祉課（75-2134）までお問い合わせください。

## 問合せ先

制度や保険料の詳細については、以下にお問い合わせください。

### ■北海道後期高齢者医療広域連合

ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>

TEL 011-290-5601

### ■泊村役場 住民生活課保険係

TEL 0135-75-2132 (直通)